

II 幼保連携型認定こども園に関する申請、届出等

幼保認可園の設置・廃止等の申請、又は運営等の変更があった場合の届出等については、概ね以下のとおりです。

具体的な事務を行う上で御不明な点がある場合は、所轄庁にお問い合わせください。

1 設置の認可申請・届出

幼保認可園の設置についての認可申請又は届出は、所轄庁に対して、以下の事項を記載した書類及び条例で定める要件に適合していることを証する書類を添えて行うこととなります（法施行規則第15条第1項）。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的 ・ 名称 ・ 所在地 ・ 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面 ・ 園則 ・ 経費の見積り及び維持方法 ・ 開設の時期 |
|--|

※ 宇都宮市内に幼保認可園を設置する場合の手續、必要書類等については、宇都宮市に御確認願います。

2 変更に関する届出

(1) 変更届

幼保認可園の設置者は、以下の事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を所轄庁に届出なければなりません（届出前に所轄庁との協議をお願いします）。

法第29条第1項	法施行規則第15条第2項
ア 法人の名称、住所及び法人代表者の氏名	ケ 目的
イ <u>園の名称及び所在地</u> ※	コ <u>園の名称</u> ※
ウ 認可定員（保育を必要とする子ども）	サ <u>園の所在地</u> ※
※ 0～2歳の認可定員	シ 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面
※ 満3歳以上の認可定員	ス 園則
エ 認可定員（保育を必要とする子ども以外）	セ 経費の見積り及び維持方法
※ 満3歳以上の認可定員	
オ 園長	
カ 教育又は保育の目標及び主な内容	
キ 子育て支援事業の実施内容	
ク 教育及び保育等の概要	

※ 下線部は重複していますので、いずれか一方の届出を行ってください。

(2) 園長採用届

幼保認可園の設置者（私立に限る）は、園長を定め、所轄庁に届け出なければなりません（法第 26 条 学校教育法第 10 条準用）。

3 園の廃止申請又は休止申請・届出

幼保認可園の廃止又は休止についての認可の申請又は届出は、以下の事項を記載した書類を添えて行うこととなります（法施行規則第 17 条）。

- ・ 廃止又は休止の理由
- ・ 園児の処置方法
- ・ 廃止の期日又は休止の予定期間
- ・ 財産の処分（休止の場合は除く）

4 設置者変更の認可申請・届出

幼保認可園の設置者の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、新旧設置者が連署して、以下の事項（変更前及び変更後のもの）、設置者変更の理由及びその時期を記載した書類を添えて行うこととなります（法施行規則第 18 条）。

- ・ 目的
- ・ 名称
- ・ 所在地
- ・ 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面
- ・ 園則
- ・ 経費の見積り及び維持方法

5 運営状況報告

幼保認可園の設置者は、毎年、その運営の状況を所轄庁に報告しなければなりません（法第 30 条第 1 項）。実務上は、県から設置者に対して、毎年 5 月中旬頃までに報告を求めることとしています。

また、所轄庁は、園の適正な運営を確保するために必要がある時は、その設置者に対し、園の運営に関し必要な報告を求めることができます（同第 2 項）。